

令和7年 7月 14日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

お山保育園
理事長 森岡 稔人

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

（参考）「法定代理受領」通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。
- ・ 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年3月30日条例第11号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。